

文書番号 JS-NAIKI-004

文書名 出張旅費の取り扱いに関する内部内規

第1条(内規の目的)

この内規(以下、「内規」という)は、株式会社人財ソリューション(以下、「会社」という)が行う事業活動において、会社の従業員等が出張を行う際の移動旅費および宿泊等の費用の取り扱いについて定めるものである。

第2条(対象者)

この内規は、会社に雇用され会社の就業内規に定める役員及び従業員、嘱託社員または顧問契約を締結している者(以下、「従業員等」という)が、会社の指示に基づき出張をする際の移動交通費や宿泊の出費に対し適用する。

- (2) 人材派遣契約に基づいた就業中の従業員については、派遣先の判断により、その派遣先の出張規定等が適用される場合はその派遣先の出張規定等を適用し、会社の内規を適用するよう、派遣先から指示がある場合はこの内規を適用する。
- (3) 選考試験を経て会社への入社を希望する者(以下、「会社の内定受託者」という)が、会社の指示に基づき、入社前の事務手続き等のために来社した際にもこの内規を適用し、旅費交通費を支給する。

第3条(出張)

この内規で企図とする出張とは、原則として下記を指す。

- ・職場の上位者による下命に基づき就業地以外の場所に移動し、業務を行う行為。
 - ・出張の対象範囲は、自宅または就業地から出発し、自宅または就業地への帰着までとする。
- (2) 出張の前後・途中の、業務の範疇に入らない私的な行為・移動の部分については、原則として、出張の対象として扱わない。

第4条(出張旅費の対象)

この内規で示す出張旅費とは、移動及び宿泊についての下記を指す。

- ・自宅または就業地からの往復分の鉄道・バス・タクシー・航空機・船舶等の公共交通機関の費用
 - ・レンタカー、及びその燃料代・有料道路代(自家用車使用時を含む)
 - ・宿泊に要した費用(宿泊費、税、サービス料等)
- (2) 出張時に発生したその他の諸経費(交際費、通信費、その他の関連経費等)の精算処理

は、出張旅費として扱わず、別途会社が指示する方法で精算処理を行う。

第5条(出張旅費の精算)

出張旅費の精算は、原則として、出張者による立替払いとし、会社の会計処理対象期間内に精算処理を行ったものについて、当該月の給与に合わせて精算する、またはその都度の精算を行う。

- (2) 会社は、その金額や内容により、これらの支払いの一部または全部を旅行事業者等へ直接支払いを行うことがある。
- (3) 精算事務効率化の観点から、実費の妥当性確認が容易ではない費用(タクシー代、航空券・宿泊代、新幹線、特急券等)については、必ず領収書またはそれに類する客観的な書面を提示する。
また、これらの証憑(しょうひょう)の提示が困難な場合は、その理由を説明すること。
- (4) 従業員等が出張に伴う移動や宿泊に際し支払った対価やクレジットカード・ICカード等の支払いに付帯し、これら事業者が支払者に付与するサービスポイントについては、支払者個人への帰属を認める。但しサービスポイント取得を目的とした使用をしないこと。
- (5) 出張者は出張の目的に留意し、出張の際の移動手段・ルート、交通機関や宿泊先の選定に際しては、客観的・合理的なものを選定するよう努めること。

第6条(精算処理)

会社は、原則として、会社が指定する方法で申請者からの申請を受け、その精算処理を行う。

- (2) 申請者は、会社会計上の処理が速やかに行われるよう、決算の取り扱いに留意し遅滞なく精算処理の申告を行う。
- (3) 会社は、その申告内容に疑義の念を持った場合、精算の手続きを保留または拒否することがあり、悪質な虚偽の申告は、就業内規に基づく懲戒の対象とすることがある。
- (4) 会社は、出張当事者からの事前申請により、事前に仮払金を支給し精算時の調整を行うことがある。
- (5) 一件の出張に関し、出張旅費と通勤費及び在宅勤務手当との重複支給は行わない。

第7条(座席・宿泊先の予約や等級・グレード等)

- (1) 座席や宿泊の予約を行う際は、原則として事前に上位者からの出張下命を受けること。
- (2) 出張時に利用する座席の等級については、原則として、自由席または指定席の普通席(エコノミー席)とする。
- (3) 混雑時など座席の指定予約が困難な場合は、上位グレードの予約を可とするが、原則として事前に上位者の確認をとること。

第8条（その他）

- （1） 本内規の各条文の解釈について疑義が生じたときは、人事担当部署に申出るものとする。
その場合、会社はできる限り速やかに回答を行うものとする。
- （2） 本内規は、2022 年4月1日から発効する。

【関連内規】

会社規則 JS-KISOKU-001 就業内規
内部規則

発効・改訂履歴

2022 年4月1日発効 起案者：鈴木玉青 承認者：代表取締役 室伏剛史（2022.3.15）

以下、余白。